

令和6年度東京都立忍岡高等学校いじめ防止基本方針

6 忍高第76号

令和6年4月1日

校長決定

1 いじめ問題への基本的な考え方

- (1) いじめを絶対に許さない学校づくりを進める。
- (2) 教員の生徒指導力の向上を図り、生徒をいじめから守る。
- (3) いじめ問題には、学校として組織的に対応する。
- (4) いじめ問題には、保護者・地域・関係機関と連携する。

2 学校及び教職員の責務

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民並びに関係する機関及び団体との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処する責務を有する。

3 いじめ防止等のための組織

(1) 学校いじめ対策委員会

ア 設置の目的

本校における、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、教職員、スクールカウンセラーにより構成される、いじめ防止等の対策を講ずるため、委員会を設置する。

イ 所掌事項

- 学校におけるいじめの防止等のための対策の推進に関する事項
- いじめの防止等に関係する機関及び団体との連携に関する事項
- その他、いじめの防止等のための対策の推進に関する事項

ウ 会議

年間3回開催する。

エ 委員構成

校長、副校長、生活指導部主任、養護教諭、1年次担任（1名）、2年次担任（1名）、3年次担任（1名）、スクールカウンセラー

(2) 学校サポートチーム

ア 設置の目的

いじめ問題が複雑化・多様化する中、本校だけでは対応しきれない状況が生じる可能性もあるため、学校いじめ対策委員会を支援する組織として、学校サポートチームを設置する。

イ 所掌事項

- いじめの被害生徒への指導方法及び学校への支援に関する事項
- いじめの被害生徒の保護者への指導助言及び支援に関する事項
- いじめ加害生徒及びその保護者に対する立ち直りに必要な支援に関する事項

ウ 会議

年間3回開催する。

エ 委員構成

校長、副校長、生活指導部主任、スクールサポーター（警察）、保護者と教師の会会長

4 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

- ア 教員の指導力向上を図るため、校内研修を年間3回実施する。
- イ 教員は、生徒と積極的にコミュニケーションをとり、子供から信頼され、相談されやすい学級担任として、子供との人間関係を構築する。
- ウ 「いじめ防止教育プログラム」を活用して、いじめに関する授業を年間3回実施する。（6月、11月、1月）

(2) 早期発見のための取組

- ア スクールカウンセラーによる、1年次生徒の全員面接を4月から7月まで実施する。
- イ 担任は、生徒との個人面談を年間2回実施し、教育相談・特別支援教育連絡会において、情報交換を行う。

(3) 早期対応のための取組

- ア 学校いじめ対策委員会による、緊急対策会議を開催し、被害の生徒への支援、加害生徒への指導、周囲の生徒へのケアを確実に行う。
- イ 被害の生徒の安全の確保とスクールカウンセラー等を活用したケアを確実に行う。また、被害の生徒の安全確保のために、状況をきめ細かく把握する。
- ウ 加害生徒に対して、担任からの指導に終わることなく、学校いじめ対策委員会が中心となって組織的・継続的に観察し、指導を徹底する。
- エ いじめを伝えた生徒の安全を確保するため、生徒への声掛けや、保護者と緊密な連携

を図る。

(4) 重大事態への対処

- ア 被害生徒の生命の安全を確保するため、複数の教員が守る体制を構築するほか、被害生徒の情報共有を必ず午前と午後に実施する。また、被害生徒が帰宅した後も、教員が、保護者に電話し、様子を確認する。
- イ スクールカウンセラーと教員との情報共有の徹底や、スクールカウンセラーによる授業観察などを積極的に実施する。
- ウ 被害生徒に対する暴行や金銭強要などの犯罪行為が行われていると疑われる場合、被害生徒を守るとともに周囲の生徒に被害が拡大しないようにするため、速やかに警察への相談・通報を行う。
- エ 加害生徒への指導を継続的に行っても改善が図られず、被害生徒等の学習が妨げられる場合には、校長による訓告等の懲戒を実施する。
- オ 加害生徒の保護者が子育てに悩みを抱えている場合、スクールカウンセラー等を活用した保護者へのケアを行う。

5 教職員研修計画

- (1) 学校いじめ対策委員会における、管理職、学年、生活指導部主任、養護教諭からの情報を学校全体で組織的に共有する。

6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

- (1) P T A役員会において、情報共有し、積極的にP T Aと連携して、いじめ防止対策を図る。
- (2) 重大ないじめ問題が発覚した場合、必要に応じて、いじめ対策緊急保護者会を開催し、個人情報に十分配慮した上で、事案の状況や学校の対応などについて説明を行う。

7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

- (1) 地域町内会との交流を通して、本校の生徒の様子について、情報交換を行う。
- (2) 蔵前警察署との定期的な連絡体制を強化し、協力を得ながら、本校生徒の安全対策について、指導・助言を受ける。

8 学校評価及び基本方針改善のための計画

- (1) 学校運営連絡協議会において、意見・情報交換を行い、学校いじめ防止基本方針について評価を受け、必要に応じて改善を行う。